

資料2 ごみ処理施設、し尿処理施設

1 ごみ焼却施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	燃焼 形式	炉型式	建設工期 (年度)	運転開 始年月	余熱利用	
									温水	発電
1	甲府市	甲府市上町	甲府市(笛吹市)(甲州市) 1市(2市)	360	全連続	流動床	H3~7	H7.9	○	○
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (富士河口湖町) 1市(2町1村)	170	全連続	ストーカ 灰溶融	H12~14	H14.12	○	○
3	山梨市	山梨市南	山梨市 1市	35	機械化 バッチ	ストーカ	S58~59	S60.4	○	
4	上野原市	上野原市上 野原	上野原市(小菅村)(丹波山村) 1市(2村)	40	機械化 バッチ	ストーカ	H7~9	H9.10	○	
5	山中湖村	南都留郡山 中湖村平野	山中湖村 1村	45	機械化 バッチ	ストーカ	H1~2	H3.4	○	
6	中巨摩地区 広域事務組 合	中央市一町 畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 市川三郷町 富士川町 昭和町 3市3町	270	全連続	ストーカ	H6~8	H9.2	○	
7	峡北広域行 政事務組合	韮崎市龍岡 町下條南割	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	160	全連続	キルン式 ガス化 溶融炉	H12~14	H14.12	○	○
8	東山梨環境 衛生組合	山梨市牧丘 町成沢	山梨市 笛吹市 甲州市 3市	25	機械化 バッチ	ストーカ	H6~7	H8.4	○	
9	峡南衛生組 合	南巨摩郡身 延町下田原	市川三郷町 早川町 身延町 3 町	30	機械化 バッチ	ストーカ	H6~7	H8.4	○	
10	大月都留広 域事務組合	大月市初狩 町中初狩	都留市 大月市(道志村) 2市 (1村)	104	全連続	ストーカ 灰溶融	H12~14	H14.12	○	

※中央市の一部と鳴沢村は県外の民間焼却施設での処理

ごみ焼却施設一覧

2 ごみ固形燃料化施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	設置主体	施設所在地	構成市町村	施設規模 (t/日)	処理方式	建設工期 (年度)	稼働年月	備考
1	南部町	南巨摩郡南 部町万沢	南部町 1町	10	BF	H9~10	H11.4	

ごみ固形燃料化施設一覧

3 粗大ごみ処理施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別 数	建設工期 (年度)	備 考
1	甲府市	甲府市上町	甲府市(笛吹市) 1市(1市)	100	5	H3~5	びん類手選別ラ イン、缶類圧縮 機を併用
2	富士河口湖 町	南都留郡富 士河口湖町 河口	富士河口湖町 1町	5	4	S62	
3	中巨摩地区 広域事務組 合	中央市一町 畑	南アルプス市 甲斐市 中央市 市川 三郷町 富士川町 昭和町 3市3町	40	4	S61~62	

粗大ごみ処理施設一覧

4 資源化等を行う施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	施設規模 (t/日)	選別数	建設工期 (年度)	稼働年月	備考
1	富士吉田市	富士吉田市小 明見	富士吉田市(西桂町)(忍野 村)1市(1町1村)	30	8	H12~14	H15.4	びん類を手選別後、 破碎し選別
2	上野原市	上野原市上野 原	上野原市1市	5	5	H18~19	H20.4	びん類を手選別後、 破碎し選別
3	山中湖村	南都留郡山中 湖村平野	山中湖村1村	9	5	H6~7	H7.4	びん類を手選別後、 破碎し選別
4	峡北広域行政事務組合	韮崎市龍岡町 下條南割	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	15	4	H16~17	H18.4	不燃物を破碎し選別
5	青木ヶ原ごみ 処理組合	南都留郡 富士河口湖町 精進青木ヶ原 514	笛吹市 中央市 富士河口湖町 鳴沢村 2市1町1村	10	5	S48~50	S50.4	びん類を手選別後、 破碎し選別 アルミ・鉄を選別し 圧縮
6	大月都留広 域事務組合	大月市初狩町 中初狩	都留市 大月市(道志村) 2 市(1村)	31	5	H12~14	H15.4	びん類を含め、破碎 し選別

資源化等を行う施設一覧

5 し尿処理施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	設置主体	施設所在地	構成市町村 ※()は処理委託市町村	処理規模 (kl/日)	処理方式	建設工期 (年度)	運転開始年月	汚泥の処理
1	甲府市	甲府市小曲 町	甲府市(笛吹市)1市(1市)	100	二段活性 +高度処理	S61~63	H1.4	焼却 +農地還元
2	富士吉田市	富士吉田市 小明見	富士吉田市(西桂町)(忍野村) (山中湖村)1市(1町2村)	90	膜分離	H1~3	H4.4	焼却
3	山梨市	山梨市南	山梨市1市	45	二段活性	S56~57	S58.4	焼却
4	北杜市	北杜市長坂 町中丸	北杜市1市	46	標準脱窒	H2~3	H4.4	焼却
5	笛吹市	笛吹市石和 町砂原	笛吹市1市	40	消 化	S50~51	S52.3	脱水
6	上野原市	上野原市上 野原	上野原市1市	40	好気性	S53	S54.4	焼却
7	甲州市	甲州市塩山 千野	甲州市1市	20	標準脱窒	H12~14	H15.4	堆肥化(生ごみ 50kg/日)
8	南部町	南巨摩郡南 部町万沢	南部町1町	19	標準脱窒 +高度処理	H16~18	H18.4	堆肥化(生ごみ 50kg/日)
9	中巨摩地区 広域事務組合	中央市乙黒	南アルプス市 甲斐市 中央市 昭和町 3市1町	85	高負荷	H3~5	H5.10	焼却
10	峡北広域行政事務組合	韮崎市栄	韮崎市 北杜市 甲斐市 3市	72	好気性	S49~50	S51.3	脱水
11	峡南衛生組合	南巨摩郡身 延町下田原	市川三郷町 早川町 身延町 3 町	40	膜分離	S62~63	H1.4	焼却
12	三郡衛生組合	南アルプス 市東南湖	南アルプス市 市川三郷町 富士 川町 1市2町	61	膜分離 +高度処理	H9~11	H12.4	脱水
13	青木ヶ原衛 生センター	南都留郡富士 河口湖町精進 青木ヶ原	富士河口湖町 鳴沢村(笛吹市)(甲 州市)(中央市)(道志村)1町1村 (3市1村)	50	嫌気性	S45~46	S46.12	脱水
14	大月都留広 域事務組合	都留市田野 倉	都留市 大月市(道志村) 2市 (1村)	90	二段活性	S59~61	S61.12	焼却

し尿処理施設一覧

6 埋立処分施設(環境整備課)

平成22年8月現在

No.	施設名	施設所在地	処理能力		処理方式		操業開始
			埋立容量 (埋立面積)	浸出水 処理施設	埋立構造	浸出水 処理方式	
1	山梨県環境整備センター	北杜市明野町浅尾字 浅尾原	281,123m ³ (24,767m ²)	80m ³ /日	準好気性埋立	生物処理、物理化学 処理、高度処理	H21.5

埋立処分施設一覧

資料3 自然公園等

1 自然公園(みどり自然課)

平成22年3月

区分	公園名	関係市町村(県)名	公園指定			県土面積に対する比率(%)	摘要(ha)	
			指定年月日	面積(ha)	特別地域(ha)			普通地域(ha)
国立公園	富士箱根伊豆	(山梨、静岡、神奈川、東京)山中湖村、富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、鳴沢村、身延町	S11. 2. 1	36,742	23,431	13,311	特保 3,229	
							第1種 2,065	
							第2種 7,697	
							第3種 10,440	
	秩父多摩甲斐	(山梨、埼玉、東京、長野)甲府市、北杜市、山梨市、甲州市、丹波山村、小菅村、甲斐市	S25. 7. 10	46,834	24,452	22,382	10.5	
							特保 1,666	
							第1種 3,557	
							第2種 9,371	
	南アルプス	(山梨、長野、静岡)北杜市、南アルプス市、早川町、韮崎市	S39. 6. 1	18,286	18,286	-	4.1	
特保 4,037								
第1種 2,293								
第2種 1,028								
計			101,862	66,169	35,693	22.8		
国定公園	八ヶ岳中信高原	(山梨、長野)北杜市	S39. 6. 1	4,088	4,088	-	0.9	
							特保 356	
							第1種 36	
							第2種 46	
計			4,088	4,088	-	0.9		
県立自然公園	四尾連湖	市川三郷町	S34. 4. 2	362	50	312	0.08	第2種 50
	南アルプス巨摩	北杜市、南アルプス市、韮崎市、富士川町、身延町、早川町	S41. 4. 1	14,841	14,841	-	3.3	
							第1種 113	
							第2種 557	
計			15,203	14,891	312	3.4		
自然公園合計 (県土面積 446,537ha)				121,153	85,148	36,005	27.1	

自然公園一覧

2 自然環境保全地区(みどり自然課)

平成22年3月

	名称	場所	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
自然保存地区	小金沢山	甲州市塩山上萩原、塩山下萩原、塩山牛奥、大月市大月町真木、大月市七保町瀬戸、奈良子、甲州市大和町初鹿野、田野		612		612
	小金沢土室	大月市七保町瀬戸		15		15
	滝子山	大月市笹子町白野、初狩町下初狩		37		37
	三ツ峠山	都留市大幡		140		140
	御正体山	都留市鹿留、菅野熊井戸、南都留郡道志村		55	41	96
	七里ヶ岩	韮崎市穴山町重久、北杜市須玉町若神子	3	44	1	48
	黒岳	笛吹市御坂町上黒駒		12		12
	七面山	南巨摩郡早川町赤沢、南巨摩郡身延町身延		147	51	198
	策ヶ岳	南巨摩郡早川町雨畑、保		615		615
	篠井山	南巨摩郡南部町成島、福士、楮根		74	19	93
	大岩山	北杜市白州町大武川		241		241
	大平	北杜市白州町上教来石		15		15
	清水谷	北杜市白州町上教来石		22		22
	景観保存地区	小金沢溪谷	大月市七保町瀬戸		165	
小橋山		山梨市牧丘町北原		13		13
大滝不動尊		甲州市勝沼町菱山			40	40
竜門峡		甲州市大和町初鹿野、田野、木賊		18	48	66
戸川溪谷		南巨摩郡富士川町小室、平林		28	2	30
雨畑湖		南巨摩郡早川町雨畑		46	170	216
保川溪谷		南巨摩郡早川町保		9	61	70
早川溪谷		南巨摩郡早川町湯島、新倉		18	53	71
福士川溪谷		南巨摩郡南部町福士			44	44
観音峠・茅ヶ岳		甲斐市上芦沢、北杜市須玉町江草、金ヶ岳		401		401
紅葉橋		北杜市須玉町江草、比志		47	3	50
八ヶ岳川俣		北杜市大泉町西井出		132		132
歴史景観保全地区	塩の山	甲州市塩山上於曾			34	34
	岩殿山	大月市賑岡町強瀬、畑倉		48	1	49
	白山城	韮崎市神山町鍋山			12	12
	山梨岡	笛吹市春日居町鎮目			16	16
	谷戸城	北杜市大泉町谷戸			6	6
自然活用地区	乙女高原	山梨市牧丘町北原		91		91

自然環境保全地区一覽表

3 自然記念物(みどり自然課)

平成22年3月

	名称	市町村	所有区分(ha)			
			国有地	県有地	民有地	計
植物	新屋山神社の社そう	富士吉田市			0.52	0.52
	三窪のレンゲツツジ及び生育地	甲州市		29.67		29.67
	竹森のザゼンソウ	甲州市			1.11	1.11
	嵯峨塩のオオバボダイジュ、モイワボダイジュ、ハルニレ及び生育地	甲州市		0.73		0.73
	三ツ峠の特殊植物	都留市、西桂町、富士河口湖町		794.67	57.86	852.53
	川棚のアラカシ林	都留市			0.14	0.14
	宝鏡寺のヤマブキノソウ及び生育地	都留市			0.14	0.14
	苗敷山のモミ林	韮崎市			2.46	2.46
	滝戸山のアオギリ林	甲府市		1.65		1.65
	滝戸山のシラカシ林	甲府市		0.65		0.65
	芦川のズズラン及び生育地	笛吹市			2.61	2.61
	畑熊のミスミソウ	中央市			0.06	0.06
	氷室神社のスギ林	富士川町			1.6	1.6
	早川橋のモクゲンジ林	身延町			0.12	0.12
	七面山のゴヨウツツジ	早川町		8.12		8.12
	一宮賀茂神社のサカキ林	身延町			0.29	0.29
	佐野の暖帯林	南部町			0.06	0.06
	円蔵院のカギガタアオイ及びリンボク	南部町			0.11	0.11
	西市森の暖帯林	南部町			0.05	0.05
	富士川のサツキ及びシラン	南部町		0.72		0.72
	金沢山のハシドイ林	北杜市			4.91	4.91
	木賊平のエゾリンドウ	北杜市			0.41	0.41
	石尊神社のアカマツ並木	北杜市			0.55	0.55
	大室のカワノリ	道志村		350m*1		350m
	石合のカタヒバ	南部町			0.2	0.2
	古城山のシイ及びウラジロ	南部町			0.3	0.3
	反木川上流のヨコグラノ木	身延町			0.0066	0.0066
櫛形山アヤマメ平及び裸山のアヤマメ群落	南アルプス市			11.33	11.33	
動物	栃代川上流のハコネサンショウウオ及び生息地	身延町	1,170m*2			1,170m
	日野のオオムラサキ及び生息地	北杜市		0.59	0.92	1.51
地質鉱物	大島の灰長石	大月市			0.01	0.01
	牧丘の千貫岩	山梨市		0.07		0.07
	曾根丘陵の植物化石及び珪藻化石	笛吹市			0.02	0.02
	日陰山の枕状溶岩	甲府市		0.02		0.02
	小原島の貝化石	身延町			0.14	0.14
	上佐野の透輝石	南部町			0.03	0.03
	ホッチ峠のマンジュウ石	甲斐市			0.02	0.02
小袖の鍾乳洞	丹波山村			0.49	0.49	

自然記念物一覧表

*1 公有土地水面 *2 河川敷延長

4 やまなしの歴史文化公園(美しい県土づくり推進室)

公園名	市町村名	区 域	面積ha	指定年月日
えんざん	甲州市	塩の山、清水寺、恵林寺、放光寺、向嶽寺等で囲まれた地域	約 327	S60.2.20
猿橋・岩殿	大月市	猿橋、岩殿山等を中心とする地域一帯	約 360	〃
武田の里	韮崎市	武田八幡神社、願成寺、新府城跡を中心とする地域一帯	約 975	〃
桃の里・甲斐いちのみや	笛吹市	一宮浅間神社、甲斐国分寺跡、青楓美術館等を中心とする地域一帯	約 300	〃
若彦路の里	笛吹市	古道「若彦路」、銚子ヶ原等を中心とする地域一帯	約 450	〃
森とやすらぎの里・みのぶ・はやかわ	身延町 早川町	身延山久遠寺、南部氏館跡、民族資料館等を中心とする一帯と七面山参拝道の赤沢地区を中心とする地域一帯	約 900	〃
信玄堤	甲斐市	信玄堤の自然と歴史、慈照寺、山懸神社等を中心とした地域一帯	約 200	S60.2.20
オオムラサキの里	北杜市	オオムラサキの棲息地、清春美術館等を中心とした地域一帯	約 50	〃
武田の杜・甲府城跡	甲府市	武田氏館跡、円光院、大泉寺、長禅寺、法泉寺、深草観音、河尻塚、こどもの国、樹木見本園、鳥獣センター、健康の森等を中心とした一帯	約 3,500	S60.12.27
日下部の里	山梨市	清白寺、窪八幡神社、大嶽山、山梨岡神社、差出の磯、万力林、八日市場跡、石森山、千鳥湖、田安陣屋跡、大石山の奇石群等を中心とした地域一帯	約 500	〃
日川溪谷と武田の秘境	甲州市	景德院、栖雲寺、氷川神社、竜王神社、鳥居畑古戦場、竜門峡、日川溪谷レジャーセンター等を中心とした一帯	約 350	〃
御坂路	笛吹市	国衛、美和神社、熊野神社、松峯神社、姥塚、御坂城跡、鎌倉街道石畳等を中心とした地域一帯	約 1,000	〃
木喰のふる里	身延町	木喰上人作仏像及び遺品、四国堂、五智如来像、方外院千四堂、下部温泉、ヤマメの里等を中心とした地域一帯	約 450	〃
南部氏の郷	南部町	南部氏館跡、南部氏供養塔、内船寺、妙浄寺、円蔵院等を中心とした地域一帯	約 140	〃
いずみの里	北杜市	道喜院、安楽寺、逸見神社、八ヶ岳神社、金生遺跡、谷戸城址、川俣溪谷、天女山等を中心とした地域一帯	約 750	〃
甲斐源氏の里	市川三郷町	青州堤押切刑場跡、平塩の岡、旧河内路沿いの石かん、古城山の砦跡、四尾連湖等を中心とした地域一帯	約 2,000	S63.3.18
富士の里	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社、サン・パーク富士(御師の家、郷土資料館等)、パインズパーク、富士北麓公園等の吉田口登山道を中心とした地域一帯	約 1,540	H1.2.17
つる	都留市	勝山城址、谷村陣屋、田原の滝、蒼竜峡、尾県郷土資料館等を中心とした地域一帯	約 296	〃
まきおか	山梨市	中牧神社、小田野山城跡、鍵縣の関跡、牧丘芸術村等を中心とする地域と乙女高原等を中心とした地域一帯	約 4,008	〃
心のふるさと 境川	笛吹市	坊ヶ峯、聖応寺、金刀比羅神社、三柵熊野神社、一の沢遺跡、飯田龍太郎等を中心とした地域一帯	約 1,100	〃
上九一色	甲府市 富士河口湖町	富士山原生林、精進湖、本栖湖、築石、石畳、水泰寺釈迦堂、吉祥寺、耕念寺、城山城跡、カヤ葺き民家の集落等旧中道往還沿いの地域一帯	約 251	〃
みたまの里	市川三郷町	表門神社、大塚古墳群、一条氏館跡、葉王寺八ノ宮御座所、歌舞伎文化公園、芦川溪谷等を中心とした地域一帯	約 1,470	〃
富士川舟運と河津の町・鰍沢	富士川町	鰍沢河津跡、角之倉の碑、口留番所跡、七面堂、蹴裂明神、大法師公園等を中心とした富士川沿いの地域一帯	約 1,100	〃
のろしの里 すたま	北杜市	若神子城、旧津金学校、海岸寺、獅子吼城等を中心とした、「のろし台」ルート沿い、須玉川、塩川流域と佐久往還と小尾街道の沿線を軸とした地域	約 5,020	H10.1.29
古代甲斐の里かすがい	笛吹市	①山梨市との境に面し、JR中央線を挟んだ南北の地域②JR中央線の南に面し郷土館、熊野神社等を中心とする地域③JR中央線の北に面し立川不動尊から長谷寺方面へ北上する地域の3つの地域からなる。	約 442	H13.1.9

やまなしの歴史文化公園指定状況

資料4 温泉の状況

管轄 林務 環境 事務所	市町村名	温泉地名	源泉 総数	利用源泉数		未利用源泉数		温度別源泉数				主たる泉質名
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃以上 42℃未満	42℃以上	水蒸気 及びガス	
中北	甲府市	湯村	13	0	12	1	0	2	7	4	0	ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
	甲府市		95	22	36	21	16	23	51	21	0	単純温泉
	南アルプス市		11	0	10	0	1	1	8	2	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	甲斐市		19	4	12	2	1	3	11	5	0	ナトリウム-塩化物泉
	中央市		11	7	2	2	0	2	4	5	0	ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
	昭和町		10	0	8	1	1	1	3	6	0	単純温泉
	韮崎市		13	3	5	3	2	3	7	3	0	ナトリウム塩化物泉
	北社市	増富ラジウム	14	10	1	3	0	10	4	0	0	含放射能二酸化炭素ナトリウム塩化物
	北社市		30	4	17	8	1	11	10	9	0	ナトリウム-炭酸水素塩・塩化物泉
峡東	山梨市		30	4	14	8	4	9	17	4	0	単純温泉
	笛吹市	春日居	13	5	4	3	1	1	6	6	0	単純温泉
	笛吹市	石和	29	12	8	9	0	5	18	6	0	単純温泉
	笛吹市		40	12	8	12	8	10	23	7	0	単純温泉
	甲州市	塩山	2	0	1	0	1	1	1	0	0	硫化水素泉
	甲州市		12	3	6	2	1	2	6	4	0	アルカリ性単純温泉
峡南	市川三郷町		2	0	2	0	0	0	1	1	0	アルカリ性単純温泉
	富士川町		8	4	2	2	0	5	3	0	0	ナトリウム-塩化物泉
	早川町		17	10	5	1	1	6	3	8	0	単純硫黄冷鉱泉
	身延町	下部	8	6	1	0	1	0	7	1	0	単純温泉
	身延町		16	6	2	7	1	14	2	0	0	硫化水素泉
	南部町		9	2	3	4	0	5	3	1	0	アルカリ性単純温泉
富士・ 東部	都留市		1	0	1	0	0	0	1	0	0	アルカリ性単純温泉
	大月市		2	0	1	0	1	1	1	0	0	単純硫黄泉
	上野原市		2	1	1	0	0	1	1	0	0	ナトリウム-塩化物泉
	道志村		3	0	3	0	0	2	1	0	0	ナトリウム・カルシウム-硫酸塩泉
	小菅村		3	0	3	0	0	0	3	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
	丹波山村		2	1	1	0	0	1	0	1	0	アルカリ性単純温泉
	富士吉田市		3	0	3	0	0	0	3	0	0	単純硫黄泉
	西桂町		0	0	0	0	0	0	0	0	0	カルシウム・ナトリウム-硫酸塩泉
	忍野村		2	0	0	0	2	0	2	0	0	単純温泉
	山中湖村		5	0	4	0	1	1	4	0	0	単純温泉
	鳴沢村		1	0	1	0	0	0	1	0	0	カルシウム・マグネシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
	富士河口湖町	河口湖	4	0	4	0	0	0	4	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
	富士河口湖町		4	0	1	0	3	1	3	0	0	カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
合計	27	7	434	116	182	89	47	121	219	94	0	

温泉の状況(平成22年3月現在)

資料5 生活排水クリーン処理率

(平成22年3月31日 現在)

市町村名	総人口	下水道	農業集落排水処理施設	簡易排水施設	林業集落排水処理施設	合併処理浄化槽	コミュニティプラント	小規模集合排水処理施設	衛生処理人口	生活排水クリーン処理率
甲府市	192,725	180,064	323			5,090			185,477	96.2%
富士吉田市	52,186	20,403				9,216			29,619	56.8%
都留市	31,947	8,214				10,123			18,337	57.4%
山梨市	38,140	16,905				3,032			19,937	52.3%
大月市	28,911	4,267				5,159			9,426	32.6%
韮崎市	31,490	17,187				5,833	270		23,290	74.0%
南アルプス市	73,087	27,499	377			12,642	1,264		41,782	57.2%
北杜市	49,201	30,828	11,007			4,780			46,615	94.7%
甲斐市	73,073	48,136	129			8,174	2,495		58,934	80.7%
笛吹市	71,166	41,440	510			7,831			49,781	70.0%
上野原市	26,947	11,629				3,623			15,252	56.6%
甲州市	35,619	18,147				4,610			22,757	63.9%
中央市	29,919	19,551	3,492			2,392	3,326		28,761	96.1%
市川三郷町	17,737	14,715	174			2,057			16,946	95.5%
早川町	1,345	70	52			707			829	61.6%
身延町	15,282	5,412	104			3,978		38	9,532	62.4%
南部町	9,413					6,276			6,276	66.7%
富士川町	16,851	12,058	97			1,375			13,530	80.3%
昭和町	17,016	12,468				594			13,062	76.8%
道志村	1,967					1,595			1,595	81.1%
西桂町	4,745	1,878				903			2,781	58.6%
忍野村	8,897	5,495				2,773			8,268	92.9%
山中湖村	5,933	4,223				855			5,078	85.6%
鳴沢村	3,166					1,436			1,436	45.4%
富士河口湖町	25,897	17,491				3,359	113		20,963	80.9%
小菅村	842	779	63			0			842	100.0%
丹波山村	708	678				11		19	708	100.0%
合計	864,210	519,537	16,328	0	0	108,424	7,468	57	651,814	75.4%

※ 各処理施設の数値は、処理施設の使用人口を表す。

※ 総人口：住民基本台帳人口から引用。

※ 下水道：下水道事業による処理区域内人口から引用。

※ 農業集落排水処理：農業集落排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

※ 合併処理浄化槽：「合併処理浄化槽等処理人口調査」から引用。

※ コミュニティプラント：「一般廃棄物処理実態調査結果」から引用。

※ 小規模集合排水処理施設：小規模集合排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

※ 小規模集合排水処理施設：小規模集合排水処理施設整備事業による供用人口から引用。

資料6 環境関係表彰受賞者

1 平成21年度環境保全功労者等の表彰(環境大臣表彰) 平成21年6月

(1)受賞者 大月市立宮谷小学校(大月市) 地域環境美化功績者表彰

山梨県立農林高等学校(甲斐市) 地域環境美化功労者表彰

(2)功績概要

- ・大月市立宮谷小学校 地域に復元された縄文時代の住居跡である「白山遺跡」を守る活動を学び、地域の環境を守る親子ゴミ拾い活動を始める。活動は発展していき、ゴミ拾い登校、公園清掃、アルミ缶回収、地域に花を植える運動へと広がりを見せている。
- ・山梨県立農林高等学校 学習環境の整備に職員と生徒が一丸となって取り組み、全国屈指の「緑の学園」となっている。これらの伝統により培われた技術を地域に還元することを目指し、学校の持つ5学科の特色を活かしながら地域における環境整備活動に力を入れている。

2 山梨県環境保全功績者表彰(知事表彰) 平成21年6月

(1)受賞者 個人:なし

団体:南アルプス市立豊小学校(南アルプス市)、身延町立下部小学校(身延町)
富士河口湖町立河口小学校(富士河口湖町)、身延町立下部中学校(身延町)、EMオアシスの会(富士吉田市)、山梨市立日下部公民館婦人学級(山梨市)、環境の会しもべ(身延町)

(2)受賞理由 多年にわたり、地域の環境保全活動に尽力するとともに環境保全思想の普及・啓発に努め、地域の模範となっている。

3 平成21年度緑化功労者表彰(国土緑化推進機構理事長賞)

(1)受賞者 嶋崎 正人(北杜市)

(2)功績概要 昭和33年4月から地元の造林会社の社員として造林業に携わり、以来51年の長きにわたり造林事業一筋に従事してきた。昭和53年には「八ヶ岳造林組合」を組織し、県有林造林事業、保安林整備事業、林業公社造林事業など地域の造林事業に意欲的に取り組むとともに、事業の更なる推進に向けて集約化・効率化を図ってきた。こうした中で、経営の安定化や合理化を図るために平成13年には「有限会社八ヶ岳造林」を設立し、造林事業の実施体制の充実に取り組んできた。これらの努力が結実し、氏の手掛けた造林地は現在、ヒノキ、カラマツを主体とした優良造林地となっており、森林造成に多大な功績を残した。

4 平成21年度ふれあいの森林づくり(国土緑化推進機構理事長賞)

(1)受賞者 山梨市

(2)功績概要 山梨県が当時進めていた「企業の森推進事業」を通じて、ライオン株式会社と平成18年8月に森林整備協定を締結、県内第1号の企業の森として「ライオン山梨の森」を誕生させた。ライオン(株)の社員をはじめとして市職員や森林組合、県林務関係職員等とともに、間伐や枝

打ち、植樹、下刈り、作業歩道整備などの森づくり活動を続けている。併せて、自然観察やネイチャーゲーム、クラブワークなどを通じて市有林の豊かな自然環境への理解を深める取り組みも進めるとともに、平成 20 年には地元小学生も活動に参加するなど、市とライオン(株)との交流はますます深まっている。このほか、ライオン(株)の協力により間伐木を搬出し、間伐紙をライオン(株)が社内で利用するという、資源循環型の社会へ向けた取り組みも行っている。

5 平成 21 年度自然公園関係功労者環境大臣表彰 平成 21 年 9 月 12 日

(1)受賞者 長坂 征夫

(2)功績概要 南アルプス国立公園等において、永年にわたり、山岳遭難救助活動に尽力するとともに、登山者に対するマナー啓発活動を行うなど、事故防止及び自然保護思想の普及啓発に尽力した。

6 平成 21 年度「星空の街・あおぞらの街」全国協議会表彰(環境大臣賞) 平成 21 年 10 月

(1)受賞者 ライトダウン甲府バレー実行委員会

(2)功績概要 光害の理解と低減を目的として、きれいな星空を取り戻す活動「ライトダウン甲府バレー」を 10 年以上継続して実施している。これは企業や公共施設等に協力を呼びかけて午後 8 時～9 時までの消灯を実施するとともに、参加者とともに星空観察と光害に関する勉強会を行なうイベントである。積極的な呼びかけによって参加団体を増やす一方、イベントも充実させており、その取り組みが県民に広がっている。

資料7 平成21年度環境年表

年月日	事 項
21. 5. 21	公共関与による廃棄物最終処分場整備方針に基づき、山梨県環境整備事業団が整備してきた、山梨県環境整備センター(北杜市明野町)が操業を開始した。
21. 5. 26	地球温暖化防止と循環型社会の構築に向けた環境に配慮した活動を推進し、次世代によりよい環境を引き継ぐことを目指し、「山梨県マイバッグ等の持参促進とレジ袋の削減の推進に関する協定」が、県内18事業者と山梨県ノーレジ袋推進連絡協議会、消費者団体、商工団体、県及び関係市町村の間で締結された。
21. 6. 5	環境月間中(5月30日～6月30日)に、県や各市町村、企業等で多くの環境関連行事が実施された。6月5日「環境の日」記念行事として、「環境フォーラムinやまなし」が開催され、記念講演や山梨県環境保全功労者表彰が行われた。
21. 6	本県の恵まれた自然環境を活かし、クリーンエネルギーの普及促進に取り組むことにより、低炭素社会の実現と経済活性化の両立を図るため「やまなしグリーンニューディール計画」を策定した。
21. 8. 8	故郷の山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とするために制定した、やまなし「山の日」(8月8日)のイベント「雁坂嶺トレッキング」と「西沢溪谷森林セラピー」を実施した。
21. 9. 9	環境省は中央環境審議会の答申を受けて「微小粒子状物質に係る環境基準」を設定し、告示した。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、地方労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能であること。
- ⑥リサイクルが可能であること。
- ⑦再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

ただし、OA機器類・家電製品・照明・公共工事の調達にあたっては、「特定調達品目一覧」の判断基準のほか、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、第三者機関が認証する下記の環境ラベルや各種団体で作成しているカタログ等で環境に配慮した製品であることの認定を受けた製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。

3) 調達しようとする品目に、「山梨県リサイクル認定製品」がある場合は、認定製品の調達に努めるものとする。

4) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

1) 購入の実績は、各品目ごとに取りまとめ、公表するものとする。

なお、実績取りまとめの方法は、年度当初に前年度の実績を集計するものとする。

2) 国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

平成21年度特定調達品目一覧

【調達目標を掲げて取り組む品目】

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
①紙類 (9)	情報用紙 コピー用紙 フォーム印刷 インクジェットカラープリンター用塗工紙	製品に表示(または証明)される総合評価値が70以上であること。 古紙パルプ配合率50%以上かつ白色度80%程度以下 (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする) 古紙パルプ配合率70%以上 塗工量ができるだけ少ないこと。 (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする)	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	印刷用紙 1色刷り(非塗工紙) 多色刷り(塗工紙) 封筒 窓あき封筒	古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下 または間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合率80%以上のもの (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする) 古紙パルプ配合率40%以上、または、再生コート紙使用 (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする) できるだけ古紙パルプ配合率100%に近いもの または間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合率80%以上のもの (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする) 古紙パルプ配合率40%以上(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。) (ただし当時は、できるだけ判断基準に近い古紙配合率のものを購入するものとする)		
	衛生用紙 トイレトペーパー ティッシュペーパー	古紙パルプ配合率100% 古紙パルプ配合率100%		
②納入印刷物 (1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	・①紙類の印刷用紙に係る判断の基準を満たす印刷用紙を使用すること。 ・塗工紙については、塗工量ができるだけ少ない軽量コート紙などを使用すること。	当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%とする。
③文具類 (76)	文具共通	・紙製品については、古紙パルプ配合率50%以上であること または間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合率のもの。 ・プラスチック製品については、再生プラスチック使用のもの。 ・木製品については、間伐材などの木材を使用のもの。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン サインペン 鉛筆 定規 トレー 連射式クリップ(本体) ファイル バインダー クリアーホルダー クリアーブック カードケース 綴込表紙 工事用アルパ 用箋挟 インデックス OHPフィルム 修正液 修正テープ 消しゴム 付箋紙 ノート メモ帳 ステープラー のり(固形) のり(液体)(補充用を含む) のり(テープ) カッターナイフ はさみ マグネット(玉・バー) スタンプ台 朱肉 つづりひも ペーパーパッチ マチ付封筒 テープカッター パンチ レターケース ブックスタンド 鉛筆削り OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) マウスパット ごみ箱 ガムテープ(クラフト) ガムテープ(布) 回転ゴム印 ステープラー針リムーバー ペンスタンド クリップケース 紙めくりクリーム OAフィルター(枠あり) カッティングマット	軸に再生材使用 ケースに再生材使用 軸に再生材使用、または、芯が交換できること 軸に再生材使用、または、消耗品が交換・補充できること 軸に再生材使用 軸に木の端材、または、再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 表紙が古紙パルプ配合率70%以上であること または間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合のもの 樹脂製とじ具で廃棄時に分別可能 廃棄時に分別可能 再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 再生材使用 再生材使用 芯材が古紙パルプ配合率70%以上であること 表紙が古紙パルプ配合率50%以上であること 芯材が古紙パルプ配合率70%以上、または、廃棄時に分別可能 古紙パルプ配合率70%以上、粘着剤は可溶性粘着材使用 再生材使用、または、植物を原材料とするプラスチックが使用されていること。 軸に再生材使用 本体に再生材使用 消耗品が交換できること。 材質に再生材使用、または、ケースが古紙配合 古紙パルプ配合率70%以上、粘着剤は可溶性粘着材使用 または間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合率80%以上のもの 古紙パルプ配合率70%以上であること 古紙パルプ配合率70%以上であること 本体に再生材使用 容器に再生材使用、または、消耗品が交換できること 容器に再生材使用、または、内容物が補充できること 消耗品が交換できること 本体に再生材使用 廃棄時に分別可能 再生材使用 本体に再生材使用 本体に再生材使用、または、液が補充できること 再生材使用 可溶性粘着材使用、または、再生処理可能 古紙パルプ配合率40%以上であること 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 容器に再生材使用、または、内容物が補充できること 容器に再生材使用、または、内容物が補充できること 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 容器に再生材使用 再生材使用 再生材使用	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	デスクマット 絵筆 タックラベル 黒板拭き ホワイトボード用イレイザー 線緑 缶・ボトルつぶし機 名札(衣服取付・首下げ型) 丸歯式紙裁断機 両面粘着紙テープ 製本テープ メディアケース ファイリング用品 ゴム印 付箋フィルム OAクリナー(エアータイプ) 印箱 鍵かけ チョーク グランド用白線 梱包用バンド	再生材使用 再生材使用 古紙ハルブ配合率70%以上であること。(できるだけ可溶性粘着材使用し、ラミネート加工がされていないこと) 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 古紙ハルブ配合率40%以上であること 古紙ハルブ配合率40%以上であることまたは、再生プラスチック使用のこと 再生プラスチック、植物性プラスチックまたはスリムタイプケース使用 紙製品については古紙ハルブ配合率50%であること 再生材、または、間伐材などの木材使用 再生材使用、または、水溶性または水分散型の粘着材が使用されていること オゾン層を破壊する物質が含まれていないこと。(代替フロン不可) 再生材使用 再生材使用 再生材使用 再生材使用 紙の場合は、古紙配合率100%、プラスチックの場合は、再生材使用		
④オフィス家具(機器類から名称変更)	(11) オフィス家具共通	・金属を除く主要材料が、プラスチックの場合は、再生プラスチックが使用されていること。 ・木質の場合は、間伐材などの木材が使用されていること。 原料として原木が使用される場合はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法的な木材であること。 紙の場合は、紙の原料は古紙ハルブ配合率50%以上であること。 ・修理や部品交換が可能であるなど、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易であるなど部品の再利用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	いす 机 棚 収納用什器(棚以外) ローパーティション 掲示板 黒板 ホワイトボード 傘立て コートハンガー ベッドフレーム		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑤OA機器	(12) OA機器類共通	・使用済み製品の回収及び再利用又は再生利用システムがあり、再利用又は再生利用されない部分については、適正処理されるシステムがあること。 ・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	コピー機	古紙ハルブ配合率100%の再生紙に対応可能。 大判機(複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機を除く)、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機(モノクロコピー機以外)にあっては、国際エネルギースタープログラムに適合していること。または、エコマーク認定を受けていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	プリンタ	古紙ハルブ配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	ファクシミリ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	スキャナ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	磁気ディスク装置	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ディスプレイ	国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	シュレッダー	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	デジタル印刷機	古紙ハルブ配合率100%の再生紙に対応可能。 国際エネルギースタープログラムに適合していること。		
	記録用メディア	再生プラスチック、植物性プラスチックまたはスリムタイプケース使用		
	電子式卓上計算機	再生材の使用、太陽電池を主電源とした製品であること。		
	トナーカートリッジ	使用済みトナーカートリッジの回収システムがあること。再生紙に対応可能であること。		
	インクカートリッジ	使用済みインクカートリッジの回収システムがあること。再生紙に対応可能であること。		
⑥家電製品	(7) 家電製品共通	・資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気冷蔵庫等	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ・冷媒及び断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及びハイドロフロロカーボンが使用されていないこと。(ノンフロン)	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	エアコンディショナー等	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。		
	電気便座	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ストーブ(ガス又は灯油燃料)	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	テレビジョン受信機	再生プラスチック材が可能な限り使用されていること。		
	電子レンジ(単体)	省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	携帯電話・PHS	使用済み携帯電話の回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。		
⑦温水器等	(4) 温水器等共通	・分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ・再生プラスチック材が多く使用されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気給湯器	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・使用時の消費電力量が少ないこと。 ・冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	ガス温水機器	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	石油温水機器	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
	ガス調理機器	・省エネルギーに配慮した設計がなされていること。		
⑧照明	(5) 蛍光灯照明器具	・Hfインバータ方式器具であること。または、エネルギー消費効率が高く、省エネルギーに配慮した設計がなされていること。 ・塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。

分類	品目名	判断基準	目標の立て方	調達目標
	LED照明器具	エネルギー消費効率が、定格寿命30,000時間以上	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	
	LEDを光源とした内照式表示灯	定格寿命30,000時間以上		
	蛍光灯(直管型:大ききの区分 40型蛍光灯ランプ)	H形であること。または、ラビッドスタート形又はスタータ形である場合は、ランプ効率が、寿命が長いこと。		
	電球型ランプ	寿命が長いこと。また、LED以外はランプ効率が長いこと。		
⑨消火器				
(1)	粉末(ABC)消火器	・消火薬剤に、再生薬剤が40%以上使用されていること。 ・製品の回収及び再使用又は再生利用に配慮されていること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑩制服・作業服				
(2)	制服 作業服	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何れでも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。 ・または、エコマーク認定を受けた製品であること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑪インテリア・寝装				
(6)	インテリア・寝装共通	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何れでも再生可能な繊維を使用した再生品または再生可能品とすること。 ・または、エコマーク認定を受けた製品であること。 ・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	カーテン カーペット 毛布 ふとん マットレス 布製ブラインド		当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑫作業用手袋				
(1)	作業手袋	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維や何れでも再生可能な繊維が製品全体繊維重量比50%以上を使用。 ・ポストコンシューマ材料からなる繊維が製品全体繊維重量の50%以上を使用または、エコマーク認定を受けた製品であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑬その他繊維製品				
(3)	その他繊維共通	・製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 または、エコマーク認定を受けた製品であること。		
	集会用テント ブルーシート	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが配合されたもの。または、何れでも再生可能な繊維を使用した再生品・再生可能品とすること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	防球ネット	・ポリエステル繊維を使用した製品については、ペットボトル再生樹脂繊維、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレンが配合されたもの。または、何れでも再生可能な繊維を使用した再生品・再生可能品とすること。 ・植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維が含まれていること。		
⑭自動車				
(2)	行政事務用自動車	「県有車両への低公害車導入方針(第3次計画)」に掲げられている自動車	当該年度の調達総量(台数)に占める基準を満たす物品の調達台数の割合とする。	100%とする。
	タイヤ	転がり抵抗が10%以上低減されたタイヤ。行政事務用自動車のノーマルタイヤに適用。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
⑮防災備蓄用品				
(6)	防災備蓄用品共通	・防災用に長期保管する目的で調達するものに限る(職員用のみ) ・保存期限を勘案した備蓄、購入計画のもとに管理し、継続的に更新する仕組みを構築する ・製品及び外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載		
	ペットボトル飲料水	賞味期限3年以上なるべく長いもの	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%とする。
	アルファ化米	賞味期限3年以上なるべく長いもの		
	乾パン	賞味期限3年以上なるべく長いもの		
	缶詰	賞味期限3年以上なるべく長いもの		
	レトルト食品	賞味期限3年以上なるべく長いもの		
	非常用携帯燃料	賞味期限3年以上なるべく長いもの		
【調達目標の設定を行わないが、できる限り判断基準を満たす物品を調達するよう配慮する品目】				
分類	品目名	適用		
⑯公共工事 (13) (資材)	再生木質ボード パーテックボード 繊維板 木質系セメント板	・合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木(間伐材を含む)等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。 ・室内の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/l以下であること。	公共事業における、資材の調達予定や実績の把握を進める中で、目標の立て方について検討する。	
	陶磁器質タイル	再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上使用されていること。		
	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。		
	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超えるフライアッシュを使用していること。		
	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。		
	再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。		
	小径丸太材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。		
	製材等	・間伐材、林地残材又は小径木であること。 ・上記以外の場合は、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法な木材であること。		
	下水汚泥を利用した汚泥発酵肥料	・製品に含まれる有害物質の含有量(割合)がヒ素0.005%・カドニウム0.0005%・水銀0.0002%・ニッケル0.03%・クロム0.05%・鉛0.01%以下であること。 ・金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令の別表第一の基準に適合する原料を使用したものであること。 ・植書試験の調査を受け害が認められないものであること。 ・有機物の含有率(乾物)35%以上・炭素窒素20以下・PH8.5以下・水分50%以下・窒素全量(現物)0.8%以上・りん酸全量(現物)1.0%以上・アルカリ分(現物)15%以下であること。		
(建設機械)	排出ガス対策型建設機械	搭載されているエンジンから排出される排出ガス成分及び黒煙の量が「排出ガス対策型建設機械指定要領(H14.4.1国総発第225号)に定める排出ガス基準値」以下のものであること。		
	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(H13.4.9国交省告示第2438号)に定める基準値」以下のものであること。		

資料9 主な環境基準等

1 大気の汚染に係る環境基準等

(1)大気の汚染に係る環境基準(昭和48年、環境庁告示第25号)

物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

(2)二酸化窒素に係る環境基準(昭和53年、環境庁告示第38号)

①環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

②測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法

(3)ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準(平成9年 環境庁告示第4号)

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

(4)微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準(平成21年 環境省告示第33号)

①微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。

1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であること。

- ②1の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる
 と認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。

③1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

④微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2 ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年、環境庁告示第68号)

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水質の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

3 水質汚濁に係る環境基準等

(1)人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準(環境基準)で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002		

人の健康の保護に関する環境基準 単位:mg/l

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(2)生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系(2県にまたがるもの)のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域(知事に類型指定が委任されている水域)については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号(改正:平成7年3月30日山梨県告示第131号の4)によって水域類型の指定が行われた。

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/ℓ以下	25 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100ℓ以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg/ℓ以下	同上	同上	1,000MPN/100ℓ以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ以下	同上	5 mg/ℓ以上	5,000MPN/100ℓ以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ以下	50 mg/ℓ以下	同上	—
D	工業用水2級農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/ℓ以下	100 mg/ℓ以下	2 mg/ℓ以上	—
E	工業用水3級環境保全	同上	10 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	—

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級:特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1 mg/ℓ以下	1 mg/ℓ以下	7.5 mg/ℓ以上	50MPN/100ℓ以下
A	水道2級水産1級水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以下	同上	1,000MPN/100ℓ以下
B	水道3級水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ以下	15 mg/ℓ以下	5 mg/ℓ以上	—
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	8 mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ以上	—

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上。
- 3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

- (注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(3)水域別環境基準水域類型の指定について

○環境庁告示第 27 号(平成 10 年 6 月 1 日)

水 域	該当類型	達成期間
多摩川上流(1)(和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池(奥多摩湖)(全域)に係る部分を除く。)	AA	イ

(注) 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

○環境庁告示第 21 号(昭和 48 年 3 月 31 日)

水 域	該当類型	達成期間
相模川上流(1)(柄杓流川合流点より上流)	AA	イ
相模川上流(2)(柄杓流川合流点から相模湖大橋(相模ダム)まで)	A	ハ
富士川(1)(塩川合流点より上流)	AA	イ
富士川(2)(塩川合流点から笛吹川合流点まで)	A	イ
富士川(3)(笛吹川合流点から身延橋まで)	A	ハ
富士川(4)(身延橋より下流)	A	ロ

(注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

○山梨県告示第 153 号(昭和 49 年 4 月 1 日)、改正 山梨県告示第 131 号の 4(平成 7 年 3 月 30 日)

水 域	該当類型	達成期間
笛吹川上流(亀甲橋より上流)	A	イ
笛吹川下流(亀甲橋より下流)	A	ハ
荒川上流(亀沢川合流点より上流)	AA	イ
荒川下流(亀沢川合流点より下流)	B	ハ
濁川(全域)	C	ハ
鎌田川(笛吹川右岸に合流するものの全域)	B	ハ
平等川(全域)	B	イ
重川(全域)	B	イ
日川(全域)	A	イ
滝沢川(全域)	B	イ
黒沢川(塩川に合流するものの全域)	C	ハ
鶴川(全域)	A	イ
笹子川(全域)	A	イ
朝日川(全域)	A	イ
柄杓流川(全域)	A	ハ
宮川(相模川に合流するものの全域)	B	ロ
山中湖(全域)	湖沼 A	イ
河口湖(全域)	湖沼 A	イ
西湖(全域)	湖沼 A	イ
精進湖(全域)	湖沼 A	イ
本栖湖(全域)	湖沼 AA	イ

- (注) 達成期間の分類は次のとおりとする。
 (1)「イ」は、直ちに達成
 (2)「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
 (3)「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

(4)地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境上の条件のうち、地下水の水質汚濁に係る環境基準については、次のとおりである。

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
PCB	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロメタン	0.02	1,3-ジクロロプロペン	0.002		

地下水の水質汚濁に係る環境基準 単位:mg/ℓ

※基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

(5)山梨県生活環境の保全に関する条例第 20 条関係特別規制基準

水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて、県内の特定事業場に適用するよりきびしい排水基準(上乘せ排水基準)を定めており、適用する項目と基準値は次のとおりである。

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトシ及び EPN に限る。)	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふっ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1 ℓにつき 0.1mg	検出されないこと。	1 ℓにつき 0.05mg	1 ℓにつき 0.05mg	新設にあつては、1 ℓにつき 1mg 既設にあつては、1 ℓにつき 5mg

有害物質に係る排水基準(適用水域:全公共用水域)

備考

- 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- この表の数値は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。)第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において既に設置されている特定事業場(同日において設置の工事をしているものを含む。)及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際現にその施設を設置している特定事業場(その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となっている場合にあつては、新設とする。)をいう。
- ふっ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場(他の特定施設を併設するものを除く。)、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排水水については、適用しない。

項目及び許容限度				生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	フェノール類含有量	銅含有量	亜鉛含有量	溶解性鉄含有量	溶解性マンガン含有量	クロム含有量	大腸菌群数	
区分		適用水域	1日当たりの平均的な排出水の量	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(mg/リットル)	(個/cm3)	
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの(他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	201以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)							1,000	
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設			20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	1	5	1	1	1,000
	畜産農業又はサービスの用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.51以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.51以上	80(60)	80(60)	150(120)								
			上記以外の公共用水域	7.51以上	140(110)	140(110)	180(140)								
		既設	501未満	80(60)	80(60)	150(120)									
			501以上	160(120)	160(120)	200(150)									
	旅館業	新設	全公共用水域	201以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
		既設	自然公園区域内の水域	201以上	60(50)	60(50)	90(70)	10							1,000
			上記以外の公共用水域	201以上	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	201以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000	
	既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1	1,000	

有害物質以外のものに係る排水基準

※府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水水についても適用する。

備考

1 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。

2 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。

・山中湖 ・河口湖 ・西湖 ・精進湖 ・本栖湖

3 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。

4 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法(昭和32年法律第161号)第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国立公園並びに山梨県立自然公園条例(昭和32年山梨県条例第74号)第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。

5 ()内の数値は、日間平均を示す。

6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水水について適用する。

4 土壌の汚染に係る環境基準等

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	土壌汚染対策法の指定基準			土壌汚染に係る 環境基準 (mg/kg)
	区分	土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/kg)	
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)		0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン			0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエチレン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロプロペン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロロエチレン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロロエチレン			0.03以下	0.03以下
ベンゼン			0.01以下	0.01以下
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下	0.01以下	0.01以下、農用地の米は1mg/kg未満
六価クロム化合物		250以下	0.05以下	0.05以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50以下	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		15以下	0.0005以下 検出されないこと	0.0005以下 検出されないこと
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		4,000以下	1以下	1以下
シマジン	農薬等 (第3種特定有害物質)		0.003以下	0.003以下
チウラム			0.006以下	0.006以下
チオベンカルブ			0.02以下	0.02以下
PCB			検出されないこと	検出されないこと
有機りん化合物			検出されないこと	検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg

5 騒音に係る環境基準等

①騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の 類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注)1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び	65デシベル以下	60デシベル以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

備考:車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

○騒音に係る環境基準の類型の当てはめ(平成7年県告示第368号)

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、増穂町、身延町、昭和町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域(同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区を除く。)
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同項第2号に掲げる特別用途地区のうち、特別工業地区及び特別業務地区

* 本県ではAA類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

②騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

時間区分 区域区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝、夕 午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- 注) 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域(図面中、緑色に色分けした区域)
 2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域(図面中、黄色に色分けした区域)
 3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、赤色に色分けした区域)
 4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域(図面中、青色に色分けした区域)

※ 図面省略

③騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準(昭和 43 年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

④騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成 12 年総理府令第 15 号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

○自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(甲府市にあつては市長)が定める区域
(平成12年県告示第161号、平成12年甲府市告示第208号)

区 分	該 当 地 域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた 地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

備考 1 第1種～第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)において定める区域をいう。

2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

⑤騒音規制法指定地域(26市町村)(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村の一部

6 悪臭に係る規制基準等

①悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準(平成16年県告示第496号、平成16年甲府市告示第407号)

悪臭原因物の排出規制地域及び規制基準を定める告示

ア 排出規制地域

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下「法」という。)第三条の規定に基づく工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物(特定悪臭物質を含む気体又は水その他の悪臭の原因となる気体又は水をいう。)の排出(漏出を含む。)を規制する地域を定める。

イ 規制基準

法第四条第二項第一号の規定による規制基準は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定めるとおりとする。

規制基準	A区域	B区域	C区域
臭気指数	13	15	17

(注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域

2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域

3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域

※ 図面省略

ウ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

法第四条第二項第二号の規定による規制基準は、前項の規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則(昭和四十七年総理府令第三十九号。以下「規則」という。)第六条の二に

定める方法により算出した臭気強度又は臭気指数とする。

法第四条第二項第三号の規定による規制基準は、第一項の規制基準を基礎として、規則第六条の三に定める方法により算出した臭気指数とする。

②悪臭防止法指定地域(25 市町村)(平成16 年県告示第 496 号、平成 16 年甲府市告示第 407 号))

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、中央市、市川三郷町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、及び鳴沢村の一部

7 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱における指定地域

①第1種地下水採取適正化地域(14 市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域)

甲府市(梯町及び古閑町を除く全域)、富士吉田市、山梨市(旧山梨市の全域)、韮崎市(上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域)、北杜市(旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村、旧白州町及び旧小淵沢町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾)、甲斐市(旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷)、笛吹市(旧芦川村を除く全域)、中央市(旧玉穂町及び旧田富町の全域)、市川三郷町(市川大門、高田及び印沢のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域)、早川町(奈良田、西山温泉及び上湯島)、富士川町(旧増穂町のうち、旧平林村、旧穂積村を除く全域)、昭和町、鳴沢村、富士河口湖町(船津、小立及び勝山)

②第2種地下水採取適正化地域(13 市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域)

甲府市(梯町及び古閑町)、都留市、大月市、韮崎市(旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域)、南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域)、北杜市(旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域)、甲斐市(旧双葉町のうち竜地、大袋、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域)、上野原市(旧上野原町の全域)、甲州市(旧大和村を除く全域)、身延町(旧身延町の全域)、富士川町(旧増穂町のうち、旧平林村、旧穂積村の全域)、西桂町、富士河口湖町(長浜)

資料 10 主な環境関係100選

1 名水百選(昭和60年選定 環境省)

- ・忍野八海(湧水) 南都留郡忍野村
- ・八ヶ岳南麓高原湧水群(湧水) 北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町・小淵沢町)
- ・白州/尾白川(河川) 北杜市(選定当時:北巨摩郡白州町)

2 ふるさといきものの里100選(平成元年選定 環境省)

- ・国蝶オオムラサキ観察遊歩道 北杜市(選定当時:北巨摩郡長坂町)
- ・ホタルの里一色 南巨摩郡身延町(選定当時:西八代郡下部町)
- ・小田川ほたるの里 韮崎市

3 日本の滝百選(平成2年選定 日本の滝百選選定委員会:緑の地球防衛基金ほか)

- ・七ツ釜五段の滝 山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
- ・北精進ヶ滝 北杜市(選定当時:北巨摩郡武川村)
- ・仙娥滝 甲府市

4 水源の森百選(平成7年選定 林野庁)

- ・御岳昇仙峡水源の森 甲府市他
- ・笛吹川水源の森 山梨市(選定当時:東山梨郡三富村)
- ・小金沢水源の森 大月市
- (・東京水道水源林 甲州市(選定当時:塩山市)、丹波山村、小菅村)
- (・横浜市有道志水源かん養林 南都留郡道志村)

5 残したい“日本の音風景100選”(平成8年選定 環境省)

- ・富士山麓・西湖畔の野鳥の森 南都留郡足和田村

分類:鳥 西湖の周辺は、富士山の雄姿を間近に眺められ、野鳥が多い。野鳥の森公園ではヤマガラ、コガラ等、青木ヶ原の散策路ではホトトギス、ジウイチ、ミンサザイ等の声を聞くことができる。

6 かおり風景100選(平成13年選定 環境省)

- ・勝沼 甲州市(選定当時:東山梨郡勝沼町)、
- ・一宮のぶどう畑とワイン 笛吹市(選定当時:東八代郡一宮町)

(概要) 地域全域にブドウ畑が広がる。また、ワイナリーでは、醸造の際に、ブドウや樽のかおりが広がる。国内産ワインの生産高の多くに占める。JR勝沼ぶどう郷駅で降りると勝沼町から一宮町にかけてブドウ畑が広がり、山梨独特の風景である。

7 疎水百選(平成18年選定 農林水産省)

- ・村山六ヶ村堰疏水 北杜市
- ・差出堰 山梨市、笛吹市、甲府市

(疎水) 灌漑や舟運のために、新たに土地を切り開いて水路を設け、通水させるものをいう。百選は①農業・地域振興、②歴史・伝統・文化、③環境・景観(水質保全、生態系の豊かさ、農村景観の美しさ)、④地域コミュニティの形成の視点から選定された。

8 平成の名水百選(平成20年選定 環境省)

- ・御岳昇仙峡(河川) 甲府市
- ・十日市場 夏狩湧水群(湧水) 都留市
- ・西沢溪谷(河川) 山梨市
- ・金峰山、瑞牆山(河川) 北杜市

資料 11 環境行政の推進体制

1 本県の環境行政推進組織の推移(平成 21年度まで)(森林環境総務課)

年月	本 庁	出 先 機 関
昭和 40.5	庁内連絡機関として公害対策連絡会議を設置。	
44.4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置。	衛生研究所に公害科を設置。
45.4	厚生部に公害課を設置。 庶務企画係、公害第1係、公害第2係	
47.4		甲府・吉田の保健所に環境整備係(公害担当)を設置。日下部・石和・身延・小笠原・韮崎・大月の保健所に公害担
49.4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置。 吉田保健所に環境整備公害係を設置。 日下部・石和・身延・小笠原・韮崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置。
50.4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更し、公害第一科、公害第二科を設置。
55.4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課と	組織変更により保健所に衛生課を設置(係廃止によ
59.4		衛生公害研究所の公害第一課、公害第二課 環境科学課を統合し公害研究専門部を設置。
60.4	地盤沈下に関する業務を含め、県民生活局環境保全課となる。	
平成 2.4	県民生活局に廃棄物対策室を設置。	
3.4	県民生活局に景観自然保護課を設置。	
4.4	環境局を新設し、環境総務課、環境保全課、廃棄物対策課及び景観自然保護課の4課体制となる。	
4.11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究機関設置準備室として、課内室となる。	
5.4	環境科学研究機関設置準備室が環境総務課から分かれ、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置。
7.4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更。	
9.4	環境活動推進課を設置。 環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置。	環境科学研究所を設置。
10.4	環境保全課を大気水質保全課に名称変更。	
11.4	廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置。	
12.4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。 景観自然保護課をみどり自然課に名称変更。環境担当課は森林環境総務課、環境活動推進課、大気水質保全課、環境整備課及びみどり自然課の5課体制となる。	
13.4		出先機関について、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部(環境課)を設置。
14.4	環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更。
16.4	廃棄物不法投棄対策室を設置。 再資源化システム推進室を廃止。 環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更。	
18.4		出先機関について、4林務環境事務所(環境課)を設置。
20.4	循環型社会推進課を環境創造課に名称変更。	
21.4	廃棄物不法投棄対策室を廃止。	

2 環境関係審議会等の設置状況(森林環境総務課)

名称	定数(現委員数)	根拠法令等	備考
山梨県環境保全審議会	30人(30人)	・環境基本法(法第43条) ・自然環境保全法(法第51条) ・山梨県附属機関の設置に関する条例	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
山梨県環境影響評価等技術審議会	15人(15人)	・山梨県環境影響評価条例(条例第47条)	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
公害審査委員候補者	12人(12人)	・公害紛争処理法(法第18条)	

審議会等の設置状況

①山梨県環境保全審議会(平成22年11月現在)(第6期、任期:H22.11.10~H24.11.9)

職	氏名	所属等
会長	中村 文雄	山梨大学名誉教授
副会長	飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長
委員	秋山 泉	山梨県山岳連盟会長
委員	芦澤 公子	NPO 法人みどりの学校理事長
委員	飯島 純夫	山梨大学教授
委員	石井 迪男	(株)サン・グローバル総合研究所顧問
委員	石川 恵	山梨県弁護士会弁護士
委員	大久保 栄治	山梨学院短期大学教授
委員	風間 ふたば	山梨大学教授
委員	片谷 教孝	桜美林大学教授
委員	金子 栄廣	山梨大学教授
委員	岸 ユキ	中央環境審議会水環境部会臨時委員
委員	木下 眞邦	公募委員
委員	三枝 正文	山梨県農業協同組合中央会専務理事
委員	塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館長
委員	篠原 義明	山梨県商工会議所連合会(甲府商工会議所環境)
委員	島崎 洋一	山梨大学准教授
委員	志村 学	山梨県町村会副会長(富士川町長)
委員	高村 忠久	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長
委員	竹越 久高	山梨県市長会理事(山梨市長)
委員	角田 謙朗	山梨大学准教授
委員	中村 司	山梨大学名誉教授
委員	原田 重子	山梨県商工会連合会女性部連合会長
委員	深沢 登志夫	山梨県猟友会長
委員	藤原 忠直	山梨県森林組合連合会代表理事長
委員	矢崎 茂和	公募委員
委員	山本 紘治	山梨県希少野生動植物種指定等検討委員会ほ
委員	湯本 光子	山梨市立八幡小学校教諭
委員	横内 幸枝	やまなし野鳥の会
委員	渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会長

専門委員

所属等	部会
湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
石和温泉旅館協同組合	温泉部会
河口湖温泉旅館協同組合	温泉部会
甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
身延町(下部旅館振興協同組合)	温泉部会
小沢 典夫(山梨県立大学教授)	廃棄物部会
白川 恵子(生活協同組合パルシステム山梨理事長)	廃棄物部会
永井 寛子(NPO 法人スペース・ふう理事長)	廃棄物部会
東原 記守(山梨県産業廃棄物協会会長)	廃棄物部会
森 智和(山梨県環境科学研究所環境資源学研究室長)	廃棄物部会

②山梨県環境影響評価等技術審議会(平成22年12月現在)(任期:H22.12.15~H24.12.14)(環境創造課)

氏名	所属等
石井 信行	山梨大学准教授(工学部)
大久保栄治	山梨学院短期大学特別任用教授
柿澤 亮三	玉川大学教育博物館客員教授
片谷 教孝	桜美林大学教授(リハビリアーツ学群)
工藤 泰子	(財)日本気象協会事業本部環境事業部地域環境課
坂本 康	山梨大学教授(工学部)
杉山 憲子	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社デューデリジェンスグループ
鈴木 邦雄	横浜国立大学学長
高木 直樹	信州大学教授(工学部)
田中 章	東京都市大学准教授(環境情報学部)
角田 謙朗	山梨大学准教授(教育人間科学部)
早見 正一	富士吉田市立吉田西小学校教頭
平林 公男	信州大学教授(繊維学部)
福原 博篤	国立音楽大学非常勤講師
湯本 光子	山梨市立八幡小学校教諭

③山梨県公害審査委員候補者(平成22年3月末現在)(任期:H22.3.11~H23.3.10)(大気水質保全課)

氏名	所属等
八巻佐知子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
村松 照美	山梨県立大学教授(看護学部)
佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長
志村 結美	山梨大学准教授(教育人間科学部)
柘津 光廣	山梨県立中央病院医療局第一診療部長
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	桜美林大学教授(リハビリアーツ学群)
平山けい子	山梨大学助教(工学部)
天野 一	(社)山梨県建設業協会副会長
箕浦 一哉	山梨県立大学准教授(国際政策学部)

3 環境保全のための広域的協力推進体制

(1)全国大気汚染防止連絡協議会(大気水質保全課)

(47 都道府県、東京都 23 特別区、85 政令市等)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和 38 年 12 月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

(2)全国湖沼環境保全対策推進協議会(大気水質保全課) (湖沼を有する都道府県)

湖沼の環境保全対策の推進を図ることを目的に、昭和 56 年 9 月に設置され、湖沼の環境保全対策について検討、情報交換などを行っている。

(3)全国生活排水対策連絡協議会(大気水質保全課) (46 都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和 55 年 9 月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

(4)関東地方知事会「関東地方環境対策推進本部」(大気水質保全課)(環境創造課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和 46 年1月に関東地方知事会の下部組織として設置された「関東地方公害対策推進本部」が、平成 10 年 5 月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組された。テーマごとに関係都県が構成する各部会を設置し、情報交換、調査研究を行うとともに、環境保全に関する施策を推進している。本県が参加している部会は次のとおりである。

(a)大気環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進に向け設置され情報交換、各種調査を行っている。なお、平成 22 年 3 月「関東地方環境対策推進本部」の廃止に伴い、大気環境部会で実施していた、広域的な大気汚染に関する調査研究などを引き継ぐ組織として、同年 3 月に「関東地方大気環境対策推進連絡会」を設置し、1 都 9 県に政令市も参加しているSPM調査会議において微小粒子状物質に関する調査を継続することとなった。

(b)水環境部会(大気水質保全課)(1都9県)

水質保全対策を目的として設置され、情報交換、各種調査を行っている。

(c)有害化学物質特別部会(大気水質保全課)(1都9県)

有害化学物質対策に関する情報交換、各種調査を行っている。

(d)地球温暖化対策特別部会(環境創造課)(1都9県)

地球温暖化対策に共同して取り組むため、情報交換や各種調査を行っている。

(5)関東甲信越静環境美化推進連絡協議会(環境創造課)

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和 55 年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和 56

年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和 57 年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱し、昭和 58 年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて報告し、共同研究を終了した。昭和 59 年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成 8 年に新潟県が加入し、平成 9 年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更し、関東地方統一美化キャンペーンの推進母体としている。

(6)関東地方水質汚濁対策連絡協議会(大気水質保全課)

(国土交通省、水資源開発公団、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の 1 都 7 県及び川崎、横浜、千葉、さいたまの 4 市)

昭和 45 年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に資することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。本県は、53 年度から加入し、多摩川・鶴見川・相模川部会及び富士川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

(7)関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会(環境整備課)

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の 1 都 9 県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋、柏、前橋の 13 市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和 50 年 3 月に設置され、関東甲信越地区の都県及び中核市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自自治体相互の連絡調整を行っている。

(8)産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム 29)(環境整備課)

(福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の 1 都 11 県及び千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、宇都宮、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋、柏、前橋の 17 市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成 12 年 11 月に設置され、連携して広域監視を行っている。

(9)山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議(環境整備課)

平成 18 年 10 月の「三県サミット」において、富士、箱根、伊豆地域における不法投棄対策の連携について合意して以降、情報交換、合同パトロール、啓発活動等を実施している。

(10)秩父多摩甲斐国立公園協議会(みどり自然課) (山梨、埼玉、長野、東京の 1 都 3 県)

昭和 25 年 7 月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画その他自然公園に関する重要事項について研究協議などを行っている。

(11)南アルプス国立公園連絡協議会(みどり自然課) (山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園の管理、運営について情報交換などを行っている。

4 市町村の環境行政(森林環境総務課)

(1)環境行政組織

地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、その地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。

市町村名	担当部署	電話番号
甲府市	環境部環境総室環境保全課	055-241-4312
富士吉田市	市民生活部環境政策課	0555-22-0030
都留市	市民生活部 環境創造室	0554-43-1111
山梨市	環境課	0553-22-1111
大月市	市民部 生活環境課	0554-23-8025
韮崎市	市民課(環境政策担当)	0551-22-1111
南アルプス市	市民部環境課	055-282-6097
北杜市	生活環境部 環境課	0551-42-1341
甲斐市	環境経済部 環境課	0551-20-3653
笛吹市	市民環境部 ごみ減量課	055-261-2044
上野原市	市民部 生活環境課	0554-62-3114
甲州市	環境政策課	0553-32-2111
中央市	市民部 環境課	055-274-8543
市川三郷町	生活環境課	055-272-6092
富士川町	町民生活課(生活環境担当)	0556-22-7209
早川町	町民課	0556-45-2511
身延町	環境下水道課	0556-42-4814
南部町	水道環境課	0556-66-3407
昭和町	環境経済課	055-275-8355
道志村	産業振興課	0554-52-2114
西桂町	産業振興課	0555-25-2121
忍野村	保健衛生課	0555-84-7795
山中湖村	環境衛生課	0555-62-5374
鳴沢村	住民課	0555-85-2311
富士河口湖町	環境課	0555-72-3169
小菅村	住民課	0428-87-0111
丹波山村	住民生活課	0428-88-0211

(2)市町村環境関係審議会設置状況

環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、以下の市町村が環境関係審議会を設置している。

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市(地下水資源保護審議会)、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、富士川町、身延町、南部町、昭和町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町

(3)市町村における条例の制定状況

法律等による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策や環境保全行政を推進するため市町村が制定している条例は次のとおり。

市町村名	条例名称	条例制定年月日
甲府市	甲府市環境基本条例	平成13年3月23日
	甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例	昭和53年3月30日
	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成5年6月28日
	甲府市環境保全条例	平成22年10月1日
富士吉田市	富士吉田市環境基本条例	平成17年3月24日
	富士吉田市騒音防止条例	昭和28年12月21日
	富士吉田市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	昭和52年6月23日
	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成7年3月31日
	富士吉田市ごみの散乱のないさわやかなまちづくり推進に関する条例	平成12年6月30日
	富士吉田市地下水保全条例	平成22年9月27日
都留市	都留市環境基本条例	平成18年3月28日
	都留市まちをきれいにする条例	平成12年4月1日
	都留市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成12年4月1日
	都留市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成14年3月27日
山梨市	山梨市環境基本条例	平成17年4月25日
	山梨市公害防止条例	平成17年3月22日
	山梨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年3月22日
	山梨市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年3月22日
	山梨市ホテル保護条例	平成17年3月22日
大月市	大月市騒音防止条例	昭和35年1月7日
	大月市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年2月1日
	大月市自転車等の放置の防止に関する条例	平成6年12月20日
	大月市土砂等による土地の埋立て等に関する条例	平成9年3月28日
	大月市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成10年3月27日
韮崎市	韮崎市環境基本条例	平成14年9月25日
	韮崎市公害防止条例	昭和61年3月27日
	韮崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成12年3月21日
	韮崎市アイドリングストップ条例	平成15年12月12日
	韮崎市環境美化推進条例	平成17年12月15日
南アルプス市	南アルプス市環境基本条例	平成21年3月19日
	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年4月1日
	南アルプス市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年4月1日
	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成15年4月1日
北杜市	北杜市環境基本条例	平成17年12月16日
	北杜市公害防止条例	平成16年11月1日
	北杜市まちをきれいにする条例	平成16年11月1日
	北杜市あき地の適正な管理に関する条例	平成16年11月1日
	北杜市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例	平成16年11月1日
	北杜市水資源の確保と保護に関する条例	平成16年11月1日
	北杜市地下水採取の適正化に関する条例	平成16年11月1日
甲斐市	甲斐市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年9月1日
	甲斐市あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例	平成16年9月1日
	甲斐市まちをきれいにする条例	平成19年7月3日
笛吹市	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成16年10月12日
	笛吹市あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成16年10月12日
	笛吹市地下水資源の保全及び採取適正化条例	平成16年10月12日
	笛吹市騒音防止条例	平成16年10月12日
	笛吹市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年10月12日
	笛吹市残土による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成16年10月12日

市町村名	条例名称	条例制定年月日
上野原市	上野原市環境基本条例	平成18年3月27日
	上野原市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成17年2月13日
	上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年2月13日
	上野原市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年2月13日
甲州市	甲州市環境基本条例	平成18年3月29日
	甲州市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例	平成17年11月1日
	甲州市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年11月1日
中央市	中央市環境基本条例	平成18年2月20日
	中央市環境保全整備に関する条例	平成18年2月21日
	中央市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成18年2月22日
	中央市空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成18年2月23日
	中央市地下水採取の適正化に関する条例	平成18年2月25日
市川三郷町	市川三郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成17年10月1日
	市川三郷町農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例	平成17年10月1日
	市川三郷町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成17年10月1日
富士川町	富士川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成22年3月8日
	富士川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成22年3月8日
早川町	早川町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年9月22日
身延町	身延町自然環境保全条例	平成16年9月13日
	身延町公害防止条例	平成16年9月13日
	身延町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成16年9月13日
	身延町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成16年9月13日
南部町	南部町環境基本条例	平成16年12月15日
	南部町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年3月1日
	南部町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年3月1日
	南部町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成15年3月1日
昭和町	昭和町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	昭和50年4月1日
	昭和町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和53年3月22日
	昭和町ごみのないきれいなまちにする条例	平成18年12月13日
	昭和町地下水採取の適正化に関する条例	平成18年12月13日
道志村	道志村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	昭和54年9月22日
	道志村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年10月1日
	道志村環境基本条例	平成16年3月22日
西桂町	西桂町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月21日
	西桂町廃棄物等の処理及び清掃に関する条例	平成10年3月23日
忍野村	忍野村地下水資源保護条例	平成14年12月16日
	忍野村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	平成14年12月16日
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	昭和40年7月25日
	山中湖村廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成3年3月28日
鳴沢村	鳴沢村地下水資源保護条例	昭和49年7月5日
	鳴沢村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月24日
富士河口湖町	富士河口湖町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	平成15年11月15日
	富士河口湖町遊魚税条例	平成15年11月15日
	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	平成15年11月15日
	富士河口湖町地下水保全条例	平成15年11月15日
	富士河口湖町騒音防止条例	平成15年11月15日
	富士河口湖町空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	平成15年11月15日
小菅村	小菅村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和59年12月27日
丹波山村	丹波山村空き缶等の散乱防止及び回収に関する条例	昭和60年1月29日

平成 22 年度版 やまなしの環境 2010

発行日 平成 23 年 2 月

編集発行 山梨県森林環境部

森林環境総務課

甲府市丸の内一丁目 6-1

TEL 055(237)1111(代)

印刷 有限会社 協和印刷社

甲府市住吉四丁目 12-24

この印刷物は古紙を配合した再生紙を使用しています。